

保護者様

ときがわ町長 渡邊 一美

季節性インフルエンザ（任意）予防接種の実施について（ご案内）

日頃から町の保健事業にご協力いただき、ありがとうございます。

町では、中学生のインフルエンザ予防接種にかかる費用の助成を行っています。インフルエンザの予防接種は予防接種法に定められていない任意の予防接種のため、接種義務はなく、予防接種の副反応や健康被害救済制度等についてよく理解し、本人または保護者が希望した場合に接種できます。希望される方は、裏面の注意事項をよく読み、下記同意書を持参し、実施医療機関にご予約の上接種してください。

1. 対象者 町内に住所を有し接種時に中学生で、接種を希望する者
2. 接種期間 **令和4年10月20日(木)から令和4年12月25日(日)まで**
※医療機関の休診日は除く
3. 接種費用 無料 ※実施医療機関外で接種した場合は全額自己負担となります。
4. 接種回数 1回（13歳未満は2回）
5. 接種方法 同意書に必要事項を記入し、実施医療機関へ**直接電話**で予約
6. 持ち物 同意書、健康保険証または生徒手帳
※予診票は医療機関にありますので、保健センターでの手続きは不要です。
7. 実施医療機関 ときがわ町内医療機関（裏面参照）

----- きりとり -----

令和4年度ときがわ町中学生インフルエンザ(任意)予防接種 同意書

- インフルエンザの予防接種を希望される方は、こちらを切り取って実施医療機関にお持ちください。
○医療機関には必ず保護者が同伴してください。

別紙「インフルエンザ説明書」を読み、予防接種の効果、目的、副反応、健康被害救済制度等について理解した上で接種を希望します。

被接種者氏名 _____ (男・女)

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳 _____ か月)

住所 ときがわ町大字 _____

保護者氏名 (自署) _____ (続柄 _____)

8. 注意事項

1) 13歳未満の方は接種回数異なりますのでご注意ください

- ① 10月、11月に誕生日が来る方は、なるべく誕生日が来てから接種してください。
(接種回数は1回となります)
 - ② 12月以降に誕生日が来る方は、誕生日前に2回接種が必要ですので、早めに接種を開始してください。(1～4週の間隔で2回接種)
- 2) インフルエンザの予防接種は自らの意思と責任で接種を希望する場合に行われる任意予防接種です。予防接種を受ける前に、別紙「インフルエンザワクチンの接種について(説明文)」及び「医薬品副作用被害救済制度について」を必ずお読みになり、十分ご理解の上で接種の判断をお願いいたします。
- 3) 接種当日は必ず保護者が同伴してください。
- 4) 接種にあたっては同意書が必要となりますので、必ず医療機関へお持ちください。
※ 13歳未満の方は2回接種が必要です。**2回目の同意書は医療機関**にあります。
1回目接種の際に、同意書を医療機関にて受け取ってください。
- 5) 実施医療機関以外で接種された場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

<問い合わせ> ときがわ町保健センター 電話 65-1010

表面は、「令和4年度ときがわ町中学生インフルエンザ予防接種同意書」です。

インフルエンザ予防接種をご希望の方は、切り取って医療機関へお持ちください。

無料で受けられる医療機関はときがわ町内の医療機関のみです。

下記以外は全額自己負担となります。

医療機関名	連絡先
木乃里クリニック	66-0770
こだま医院	65-0147
たまがわクリニック	66-0128
南部内科医院	67-0438
祓川医院	65-0043

インフルエンザワクチンの接種について（説明文）

<注意> 接種を受ける前に必ずお読みになり、ご理解のうえ接種を受けてください。

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスの感染によって起こります。

インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、空気中に広がったウイルスを吸いこむ、もしくは手に付着したウイルスが鼻や口の粘膜を通して体内に入り感染します。

インフルエンザの症状

突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。

普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することがあります。

インフルエンザの予防

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。

インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染しますから、予防のためには、人混みは避けましょう。また、十分な栄養や休養をとることも大切です。

インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内は加湿器などで加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は我が国においても発病防止や重症化防止に有効であることが認められています。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間ほどかかり、効果の持続期間は約5か月間とされています。

インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあった予防接種を早めに受けておくことが効果的です。

インフルエンザの予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常は2～3日のうちに治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられ、通常は2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意

インフルエンザの予防接種について、説明文をよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に質問（医師又は保健センター）しましょう。十分に納得のできない場合は、接種を受けないで下さい。予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任を持って正しく記入してください。

(2) 予防接種を受けることができない人

① 明らかに発熱のある人（一般的に、体温が37.5℃を超える場合を指します。）

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

（急性の病気で薬を飲むことが必要な人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるため、その日は見合わせるのが原則です。）

- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人
「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身のジンマシン、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状が続く、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
 - ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱の見られた者及び全身性の発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある人
 - ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
- ※上記の①～④に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

- (3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人
 - ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患や血液疾患等、基礎疾患を有する人
 - ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
 - ③ 今までに喘息と診断されたことがある人
 - ④ インフルエンザ予防接種の成分又は、鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーがあるといわれたことがある人
 - ⑤ 妊娠の可能性のある人
 - ⑥ かぜなどのひきはじめと思われる人
 - ⑦ 発育が悪く医師、保健師の指導を受けている人
- (4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項
 - ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応があることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
 - ② インフルエンザの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
 - ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
 - ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。

他の予防接種との関係

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの同時接種が可能になりました。希望される場合は、主治医にご相談ください。

副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐(おうと)、顔色の悪さ、高熱などが現れたら、医師(医療機関)の診察を受けてください。

その他、わからないことがありましたら保健センターまでお問い合わせください。

万が一予防接種の副反応によって健康被害が発生した場合は、医薬品副作用被害救済制度により治療費等が支給される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部救済制度相談窓口

電話：0120-149-931 (フリーダイヤル)

医薬品副作用被害救済制度について

< 医薬品副作用被害救済制度とは >

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による健康被害が発生した場合に、医療費等の諸給付を行う法律に基づく公的制度です。

病院診療所で投薬された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用による健康被害が発生した場合に、医療費、医療手当、障害年金、障害児療育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の諸給付を行い、これにより、被害者の迅速な救済を図ろうとするのが、この制度です。

< 対象となるのはどのような被害なのか >

昭和55年5月1日以降に使用した医薬品によって、その使用が適正であったにもかかわらず発生した副作用による疾病（入院を必要とする程度のもの）、障害（日常生活が著しく制限される程度以上のもの）及び死亡です。

救済の対象とならない場合

- ① 定期予防接種を受けたことによるものである場合。なお、任意の予防接種を受けたことによるものである場合は本制度の対象となります。（定期予防接種を受けたことによるものである場合は、別の公的救済制度があります。）
- ② 医薬品の製造業者や販売業者などに損害賠償の責任が明らかな場合
- ③ 救命のためやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害で、その発生が予め認識されていた等の場合
- ④ がんその他の特殊疾病に使用される医薬品で厚生大臣の指定するもの（対象除外医薬品）等による場合
- ⑤ 医薬品の副作用のうち軽度な健康被害や医薬品の不適正な使用によるものである場合

< 請求の方法 >

副作用による健康被害を受けた本人や家族が請求書に診断書などの必要な書類を添えて、医薬品機構に直接行うことになっています。（なお、制度を解説したパンフレット及び請求用紙を無料で送付いたします。）

医薬品機構に提出された請求書、診断書等をもとに、その健康被害が医薬品の副作用によるものであるかどうかについて、厚生労働省の中央薬事審議会（副作用被害判定部会）で審議され、厚生労働大臣の判定結果をもとに医薬品機構において救済給付の支給の可否を決定します。

